

Ⅲ 安全で安心して暮らせるまち

1. うるおいのある生活と安心して子育てができるまちをつくる

(1) 地域福祉の充実

■現況と課題

- 高齢化の急激な進行や少子化など社会経済環境のさまざまな変化によって、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。そのため、地域における住民同士の助け合い・支え合いの意識を高め、いざという時にお互いに助け合える良好な人間関係を日頃から築いていくことが必要になっています。
- 地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会に対し、町ではこれまで組織体制の強化や活動拠点の整備等に努めてきましたが、今後は新たな地域福祉ニーズに対し、よりの確な対応ができるよう、その自主的な活動の展開を支援する必要があります。
- 在宅福祉を中心とした地域活動を推進していくためには、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町内（自治）会、ボランティアなどを核とした町民による福祉活動と行政機関との連携が不可欠です。町では、地域ぐるみの福祉ネットワークづくりが進められていますが、今後もこうした地域単位の福祉活動の育成を図ることが課題となっています。
- 社会福祉協議会に登録しているボランティアは、団体が47団体、個人が57名（平成22年3月現在）となっています。社会福祉協議会ではボランティア講座や小中学生を対象にした福祉活動体験学習等を開催し、ボランティア活動に対する理解と関心を深めています。今後ともボランティア活動の一層の高揚に向け、その養成に努めるとともに、ボランティア活動が根づく土壌づくりを進めることも重要です。

写真を挿入予定

■基本方針

子ども・高齢者・障害者など地域に暮らす誰もが、その人らしくいつまでも元気に暮らし続けることができるよう、町民の福祉意識の高揚と理解の促進を図るとともに、参加と協働による地域福祉活動を推進します。

■主要施策

○地域福祉推進体制の強化

- ・福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会の組織体制の充実を図ることにより、その自主的な活動の促進に努めます。
- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内（自治）会、ボランティア連絡協議会、老人クラブ、婦人会など地域の各種団体が連携し、在宅の要援護者の生活を見守り、支援するための地域ぐるみの福祉ネットワーク体制の確立・強化を図ります。
- ・在宅要援護者に対するサービスの効率的な提供を図るため、関係機関・団体との相互協力体制を強化し、福祉サービスと施設サービスの連携に努めます。

○地域福祉活動への参加促進

- ・地域福祉活動やボランティア活動に対する町民の理解と関心を深め、自主的な参加を促進するため、社会啓発事業や福祉教育の推進に努めます。
- ・地域福祉の向上のため、ボランティア活動、非営利の福祉活動等が地域に根づくような環境づくりを推進します。

○保健・医療・福祉の連携強化

- ・保健福祉制度の変化に的確に対応し、要援護者に対して最も適したサービスの提供を図るため、保健・医療・福祉などの関係機関相互の連絡・調整機能の一層の強化に努めます。

(2) 児童・子育て家庭の福祉の充実

■現況と課題

- 核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化など、家庭内や地域社会での養育・教育機能が低下するなかで、保育ニーズは年々増加し多様化する傾向がみられます。
- 町には認可保育所が2園、子育て支援センターが1ヶ所あるほか、小学校区ごとに児童館等があります。これらの施設では、子育てを支援するためのサービスの提供に努めています。
- 保育園の運営に関しては、多様化するニーズに対応していくためには、施設の整備拡充や人的配置の改善等が必要となってきます。また、従来の保育だけでなく、関係団体・機関等との連携による保育機能の強化や交流の場を提供するなど、地域における子育て家庭の問題の解決に向けた子育て支援センターとしての役割も求められています。
- 近年、ひとり親家庭が増加する傾向がみられますが、これらの世帯では、経済面や育児面でさまざまな問題を抱えやすいため、身近な子育て相談の要望も増大してきています。また、児童虐待など保護や支援を要する児童の状況を的確に把握して、要保護児童等の早期発見や未然防止等子どもの適切な保護について各機関と密接に連携していくとともに、必要な調査や指導、助言を行うことが求められています。

■基本方針

家庭、地域社会、行政が一体となって、次代を担うすべての子どものすこやかな成長を支援する環境づくりに努めます。

特別な支援を要する家庭をはじめ、すべての子育て家庭への子育て支援やサービス情報の提供に努めます。

過去5年分の要保育児童数を挿入予定

■主要施策

○子育て支援サービスの充実

- ・多様化する住民ニーズに対応するため、子育て支援センターを核とした子育ての拠点となる施設の整備を検討し、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備に努めます。
- ・施設資源の有効活用の観点に立って、地域性や特性を持った多面的な児童館の運営方法を検討します。
- ・子どもとその家族を地域社会全体でサポートしていくしくみづくりを検討します。
- ・特別な支援を要する子どもの乳幼児期からの一貫した支援体制づくりに努めます。
- ・仕事と子育ての両立を推進し、また、さまざまなニーズに対応するため、保育サービス及び学童クラブの充実と多様化を図ります。

○児童の健全育成の推進

- ・すべての子どもがすこやかに成長していくため、乳幼児期からの食育の推進に努めます。
- ・子どもに視点を当てた、医療制度の見直しを検討します。
- ・親が子どもとともに成長できる場や機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。
- ・子どもにさまざまな体験活動の場や機会を提供し次代の親の育成に努めます。
- ・児童虐待の防止対策を充実させ、予防から支援まで一貫した総合的な支援体制の確立に努めます。

○ひとり親家庭等への対策の充実

- ・ひとり親家庭等の生活自立支援のため、福祉事務所や母子自立支援員との連携を密にし、適切なサービス利用に関する情報の提供に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
つどいの広場設置数	1ヶ所	6ヶ所	↗
通常保育の設置数及び定員（再掲）	認可2ヶ所 定員 185人	認可2ヶ所 定員 210人	↗
延長保育の設置数及び時間	認可2ヶ所 19時まで	認可2ヶ所 20時まで	↗

(3) 高齢者福祉の充実

■現況と課題

- 町の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 22 年 4 月 1 日現在、8,820 人で総人口に占める割合は 26.4%となっており、県平均の 19.2%と比較すると高齢化率が高くなっています。総人口より高齢者人口の伸びのほうが大きいため、今後も高齢化率はさらに上昇するものと推計されます。
- 介護の必要性が高い 75 歳以上の高齢者が増加する傾向がみられる反面、世帯規模の縮小や高齢者と子どもの同居世帯の減少による高齢者世帯の増加、女性の社会進出の一般化、扶養意識の変化などにより、家庭の介護力は低下する傾向にあります。
- 高齢化が急速に進行する中で、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、平成 12 年 4 月に介護保険がスタートして 10 年以上経過するなかで、介護保険制度は、平成 18 年度に大幅な改正が行われ、サービスの種類等が大きく変更されるとともに、在宅重視や介護予防の視点が色濃く打ち出されました。そして新たに創設された地域包括支援センターを核として、要介護状態になる前的高齢者に対して、事前の対策をとる方針が示され、体制も大きく変化しています。
- 高齢者が生きがいを持って地域で生活できるよう、高齢者の社会参加を促進することが求められています。
- 今後は、新たな介護保険事業計画や高齢者福祉計画を策定し、介護保険制度の充実及び介護保険制度対象者外の福祉サービスの充実に努めるなど、総合的なサービス供給システムの確立を図ることが必要です。

過去 5 年分の高齢化率のデータを挿入予定

■基本方針

「高齢者福祉計画 介護保険事業計画」にもとづいて、介護予防、健康づくり、在宅及び施設福祉サービス、生きがい対策などの福祉施策を総合的に推進するとともに、介護保険制度を適切に運営し、利用者に合ったサービスの提供に努めます。

■主要施策

○要支援・要介護高齢者に対する適切な支援

- ・介護を必要とする高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、また、介護者に過度の負担がかからぬよう介護保険制度の円滑な運営に努めます。

○在宅高齢者に対する介護予防サービスの充実

- ・要支援や要介護になる恐れのある在宅高齢者に対して、介護予防事業を推進します。

○施設サービスの拡充

- ・民間資源の活用等により、施設サービスの拡充を推進します。

○高齢者の健康の維持・増進

- ・保健行政と連携して、高齢者に対する健康診断、健康相談、機能回復訓練など健康の維持・増進を図るための介護予防対策の拡充を推進します。

○高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者相互や世代間交流を促進するため、老人クラブをはじめ高齢者団体等の育成・支援を図ります。
- ・高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、趣味・娯楽活動やスポーツ・学習・文化活動の機会と場の確保に努めます。また、就労を希望する高齢者に対しては、「生きがい事業団」を通じて、就労機会の提供や技術技能の習得などを図ります。

○保健福祉環境の整備

- ・多様化している高齢者のニーズに総合的かつ効率的に対応するため、保健・医療・福祉の担当間の情報交換を推進し、連携体制の強化を図ります。
- ・地域を単位としたきめ細かな福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の活動強化を進めるとともに、ボランティア団体の育成と組織づくりを推進します。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
高齢者福祉施策について満足している町民の割合	49.3%	53.0%	↗

写真を挿入予定

(4) 障害者（児）福祉の充実

■現況と課題

- 平成 22 年 4 月 1 日現在、町では 1,290 人の障害者（児）（身体障害者が 920 人、知的障害者が 110 人、精神障害者が 260 人）が暮らしていますが、今後は障害種別、高齢者や児童といった年齢別などの違いを超えて、その人が日常生活で直面する「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な人に必要なサービスを提供する「個別支援」の取組みが重要になります。
- 障害者が地域で自分らしく自立した生活を送る考え方が高まってきており、障害のある人が自ら福祉サービスを選択・利用しながら住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、各種の支援体制を整備していく必要があります。
- 障害のある人を取り巻く環境はこの数年間で大きく変化しており、障害の内容も複雑化が進んでいます。そのため、発達障害や高次脳機能障害など、従来の障害認定基準には当てはまらず、「生きにくさ・暮らしにくさ」に直面しながらも、福祉サービスを利用することが困難な人がいます。このような「制度のはざま」にあり、支援を必要とする障害のある人への対応が求められています。

過去 5 年分の障害者数のデータを挿入予定

■基本方針

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進します。

■主要施策

○障害の予防・早期発見・早期対応体制の整備充実

- ・保健・福祉・医療等の連携を一層進め、平成 20 年 3 月から設置している葉山町自立支援協議会での検討を中心に、障害のある人のライフステージに応じた保健・福祉サービス・リハビリテーション体制の一層の充実に努めます。

○地域での自立生活支援の充実

- ・住みなれた地域で自立した生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズや地域での自立生活支援を図るため、在宅生活を支えるサービス、日中活動の場、暮らしの場、相談と情報提供の充実を図ります。

○ともに学びともに育つ地域づくり

- ・運動会や作品展を通じ、障害のある人の社会参加・地域交流活動を支援します。

○安心して暮らせる住みよいまちづくり

- ・「神奈川県福祉の街づくり条例」「葉山町まちづくり条例^{※16}」にもとづき、歩道の段差解消や拡幅、誘導ブロックの整備など、公共施設における生活空間の改善を推進します。

○雇用と就労支援の充実

- ・働く意欲のある人が、可能な限り就労し、働き続けることができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
障害者（児）福祉施策について満足している市民の割合	48.6%	52.0%	↗

※¹⁶ 市町村が独自に市街地整備や環境保全への姿勢をはっきりさせるために定める条例。本町は平成 14 年 7 月に公布。平成 15 年 4 月から施行。

(5) 所得保障の充実

■現況と課題

○生活保護制度は収入が少なく生計を維持することが困難な世帯に対し、一日も早い自立を促進するため、必要な期間経済的援助を行うものであり、被保護世帯の正確な生活実態の把握にもとづく公正で的確な対応が必要です。

過去5年分の生活保護世帯のデータを

挿入予定

■基本方針

経済的援助が必要な世帯に対しては、関係機関との連携により適切な状況把握に努め、県の福祉事務所に対し迅速な対応を働きかけます。

■主要施策

○生活保護制度の適切な運用

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員との連携のもと、経済的支援の必要な世帯の実態把握に努め、総合的な支援施策を助言することにより、被保護世帯の経済的自立の促進や自立心の助長を図ります。

●成果指標

指標名	現況値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)	方向性
生活保護受給者数*	131人(92世帯)	—	↓

※神奈川県鎌倉保健福祉事務所より

(6) 住宅の充実

■現況と課題

- 町には滝の坂住宅 22 戸と平松住宅 15 戸の町営住宅があります。諸設備の劣化を防ぎ入居者に快適な住環境を提供するため、施設の適切な維持管理と保全が必要です。
- 町では、勤労者が高齢者や家族と一緒に暮らせるよう、住宅の増改築や新築に要する資金の利子補給を行っています。今後とも、居住水準の向上を図るため、県の住宅整備資金貸付制度の活用を促進することが課題です。

■基本方針

住民福祉の観点から、町営住宅の適正な維持・管理に努めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる良好な居住環境づくりを進めます。

■主要施策

○町営住宅の維持・管理の徹底

- ・入居者に安全で快適な住環境を提供していくため、入居管理体制の適正化とメンテナンスの徹底に努めます。

○住宅資金の利子補給の充実

- ・住宅の新築や改築に際しては、住宅金融支援機構等の活用を促進します。

○良好な居住環境の維持

- ・周囲の環境との調和が図られ良好な居住環境が維持されるよう、適切な指導に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
町営住宅入居率	100%	100%	➡

2. いきいきと誰もが健康に暮らすことのできるまちをつくる

(1) 地域保健活動の充実

■現況と課題

- 生活スタイルの変化により、青壮年期において運動不足や食生活の偏り、喫煙や不適切な飲酒などで生活習慣病の人、あるいはその予備群の人が増えています。個人のライフスタイルにあわせた適切な食事・運動・生活習慣などについての啓発が必要です。
- 高齢化に伴い、有病のため継続的に医療が必要な人が増えています。また、加齢に伴って、身体機能・精神機能が低下し、社会性も低下していく傾向が強くなります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、健康寿命の延伸を図ることが必要となっています。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療のためには、生涯にわたる健康管理が大切です。そのため、乳幼児から高齢者にいたる各ライフサイクルに応じた各種健康診査や検診、健康相談や健康教育等を実施しており、今後もきめ細かく対応していく必要があります。
- 食育への興味や地域住民活動への参加希望など、町民の健康に対する意識や行動変容が起こった際に、適切な情報提供や支援を行い、健康づくりへの一歩を支援します。
- 社会環境の複雑化などの影響で、心の健康に不安を抱える方が増えています。心の健康に関する相談や保健・医療・福祉の連携の充実が必要です。

過去5年分の主要死因別死亡者数及び

検診受診状況のデータを挿入予定

■基本方針

町民が、健康を自分の人生における大切な資源の一つであると考えることができ、自分の健康を自分でつくり、守っていく意識を培っていきます。

その上で、個人の健康への意識の高まりにより家族や友人、あるいは地域住民活動などに意識が広まり、町全体に健康づくりへの機運が高まることをめざします。

■主要施策

○健康づくり活動の推進

- ・健康増進教室などの保健事業、学校教育、生涯学習、保健福祉地域活動、スポーツ活動等を通して、「自分の健康は自分でつくる」という意識の普及・啓発を図り、町ぐるみの健康づくりを推進します。
- ・食事内容の偏りや運動不足、過度な飲酒など不適切な生活習慣については、健康教室や相談において適切な生活習慣の必要性を周知し、個人のライフスタイルに合わせた適切な生活習慣の実践・習慣化を支援します。
- ・たばこに関する健康被害の周知を行い、禁煙を検討されている町民に対しては、関係機関と連携し積極的に支援を行います。また、受動喫煙防止について県や関係機関と連携し、周知を図ります。

○保健・予防対策の推進

- ・妊娠・出産・子育ての時期の一貫した健康管理のため、子どもや保護者に対する健康診査、予防接種、健康教育、健康相談等の充実を図り、児童福祉との総括的な育児支援を推進します。
- ・学齢期においては、学校教育と地域との連携に努め、食育指導などの栄養教育や思春期保健教育を通し、心身ともに健康な児童・生徒の成長を支援します。
- ・青壮年期においては、職域との連携に努め、ライフスタイルの変化に合わせた適切な生活習慣の確立や、食育のイベントに参加するなど地域活動に興味を持って参加する行動について支援します。また、がん検診・特定健診・歯周疾患検診等の受診の必要性の周知に努めます。受診結果で生活習慣改善の必要のある人に対しては、継続的に支援を行い、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ・高齢者については、高齢福祉施策との連携を図りながら、介護予防に重点をおいた健康教育・相談等の事業を推進し、高齢者の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ります。
- ・こころの健康については、医療・福祉との連携を図り、本人もしくは家族が気軽に相談できるような体制づくりに努めます。
- ・新しい感染症や薬物の乱用といった町民の健康危機となりうる新たな問題に対しては、関係機関を連携し、正しい知識の普及や情報の提供、相談活動の充実等に迅速に努めていきます。

○在宅ケアの充実

- ・疾病や障害があっても、その人が住みなれた地域でより自分らしい質の高い生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携して、在宅ケアの充実に努めます。

○保健推進体制の強化

- ・町民に対する健康づくりや保健活動の拠点である保健センターの機能の充実に努めるとともに、積極的な活用を進めます。
- ・地域の実情にあったきめ細かな保健活動を展開するため、保健師、管理栄養士などの保健サービスに関する専門スタッフの適正配置とその資質向上に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
がん検診受診者数	4,169	7,000	▲
歯周疾患検診受診者数	81 人	100 人	▲

写真を挿入予定

(2) 地域医療の充実

■現況と課題

- 町内の医療機関は平成 22 年度末現在で、病院 1 ヶ所、一般診療所 16 ヶ所、歯科診療所 13 ヶ所があります。県や近隣自治体から比べるとやや少ないものの、初期医療については、概ね充足しています。
- 予防接種や各種検診事業、休日夜間診療所の開設など医療行政に対しては、地元医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関が積極的に協力・貢献しています。
- 救急医療については、一次救急医療から三次救急医療までの体制により対応しています。なお、逗葉地域医療センターが一次救急医療の拠点として休日・夜間の診療を行っており、歯科診療においても休日診療を実施しています。診療所の少ない耳鼻科、眼科、産婦人科については、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町で広域在宅当番医制度を実施しています。また、二次救急医療については、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町で広域病院群輪番制の体制を組んでいます。今後も、他市と連携して救急医療体制の充実・強化を図ることが重要です。
- 障害者に対する地域医療については、歯科医師会が逗葉地域医療センターで予約制診療を実施しています。今後も、障害者の医療体制の充実や関係医療機関との連携を図ることが重要です。

写真データを挿入予定

■基本方針

すべての町民が適切な医療機会に恵まれ、健康な生活が営まれるように、関係機関との連携のもとに地域医療体制の充実・強化を図ります。

■主要施策

○地域医療の充実

- ・地元医師会をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、充実した医療サービスを提供できるよう努めます。
- ・町民に対して「かかりつけ医制度」を普及し、日常的な医療の充実と健康管理の徹底に努めるとともに、一次医療・二次医療間の連携を強化し患者の紹介や転院などがスムーズに行われるよう体制の確立を図ります。
- ・疾病や障害を持ちながらも住みなれた町で質の高い暮らしが実現できるよう、保健・医療・福祉の連携の強化を図ります。

○救急医療体制の強化

- ・地元医師会などの関係機関・団体の協力を得ながら、救急医療体制の充実を図ります。
- ・町民に対しては、PR活動などにより救急医療に対する正しい理解と認識を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めています。

○潜在看護師及び保健師等の活用

- ・医療施設や医師の確保とともに、保健師・看護師・助産師等の潜在有資格者の発掘を図り、保健・医療・福祉業務への協力・活用を図ります。

○献血の促進

- ・献血の重要性と正しい認識を深め、若年者への普及・啓発活動を積極的に進めるとともに、各種団体の協力を得て、献血の推進を図ります。

(3) 国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療の充実

■現況と課題

- 昭和 58 年に創設された老人保健制度は、平成 20 年度から現行の後期高齢者医療制度に移行されたことにより、各種手続きや変更点等を含めて、制度の周知・改善をする必要があります。
- 葉山町における後期高齢者医療制度の被保険者数は、平成 20 年度末では 3,945 人、平成 21 年度末では 4,047 人と微増となっています。
- 今後、医療費の増加に比例して高齢者の保険料の増加が懸念されています。
- 国民健康保険の被保険者数は、平成 19 年度末では 7,534 世帯、13,828 人が加入していましたが、平成 21 年度末では、75 歳以上の方が平成 20 年度に創設された後期高齢者医療制度へ移行したため、その対象者は 5,887 世帯、10,644 人となり大幅に減少しました。しかしながら、医療給付費の推移をみると、受診件数、費用額とも平成 19 年度と平成 21 年度との比較では、8,758 件、2 億 420 万円の増となっています。
- 今後も医療の高度化、生活習慣病の増加といった疾病構造の変化や人口の高齢化が進むなかで、医療費の大幅な増加が予測されます。そのため、高齢者の健康づくりを推進するとともに、保健福祉環境の整備を推進していく必要があります。

**過去 5 年分の国民健康保険及び
後期高齢者医療町負担額のデータを挿入予定**

■基本方針

被保険者の健康維持・増進を進めるため、健康診査を実施することで疾病の早期発見・予防に努めます。

安定した事業運営のための財源確保など持続可能な医療保険制度の確立を目指します。

■主要施策

○保健事業の充実

- ・治療から予防重視へという方針のもと、特定健診、長寿健診及び各種がん検診等を行なうことにより、疾病の早期発見、早期治療はもとより、生活習慣病の予備群に対して積極的な指導を行い、疾病の発症・重症化を予防するよう努めます。

○制度の周知・改善

- ・医療費通知や広報等を通じて、被保険者の医療保険制度の認識を深めるとともに、医療費の増加している現状やジェネリック医薬品（後発医薬品）利用等による医療費の削減効果を周知し、保険行政への意識が深まるよう努めます。
- ・安定的かつ持続可能な医療保険事業の運営を進めるため、収納率の向上を図り自主財源を確保するとともに、事業運営の広域化と財源の確保について国・県に対し要望していきます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
国民健康保険料の口座振替率	40.0%	60.0%	↗

(4) 火葬場・墓地の整備

■現況と課題

- 本町には5箇所の町有地墓地があり、各々の管理組合が自主的な運営と維持管理をしています。
- 火葬場の使用は他市の施設に依存している現状にあるため、今後も町民が安心して使用できるように火葬場運営者や近隣市と広域的な協議、連携を図る必要があります。

■基本方針

町有地墓地については、管理組合を通じて適正な運営と維持管理を進めます。
火葬場については、広域的な協議、連携を図ります。

■主要施策

○町有地墓地の維持・管理の推進

- ・町有地墓地については、管理組合の強化を図り、適正な運営と維持管理に努めます。

○火葬場の確保

- ・火葬場については他市にある既存の民営施設を利用する一方、広域的な連携に向けた協議を図ります。

3. 災害に強く安全なまちをつくる

(1) 消防・救急体制の確立

■現況と課題

- 町では、建物・車両・その他（枯草等）の火災など毎年7件前後の火災が発生しており、火災原因のほとんどが火の不始末や不注意となっています。そのため、火災やその他の災害を未然に防止し、被害を軽減するには、火災予防に関する意識の啓発、住宅防火対策推進が必要です。
- 町の消防組織は、常備の消防本部・消防署と非常備の消防団となっています。消防団では、高齢化の進行や若者の参加減少などにより団員の確保が困難になっています。また、葉山町外に勤務している団員も増えています。そのため、在勤者も団員となれるよう条例を改正し、町内在住者だけでなく在勤者にも積極的に呼びかけています。
- 警防活動の充実・強化を図るため、電波法改正による消防救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行に対応した無線設備の整備、各種災害に対応した車両資機材の整備、消防水利の充足率を向上させるための水道拡張事業と連携した消防水利の整備等、計画的に配備していく必要があります。
- 町の救急車は、急病や交通事故、一般負傷などで出場件数が毎年増加傾向になっています。現在2台の高規格救急車を配備し救急救命士12名が活動していますが、出場件数の増加に伴い重複しての救急要請が発生しています。専任救急隊2隊の編成と、救急救命士の再教育、医療機関との連携体制の強化、住民への応急手当の普及などが必要となっています。
- 救助業務に対する社会的需要は、ますます増大する傾向にあるため、専門的な知識、技術の習得、車両資機材の整備及び専任救助隊の配置が必要となっています。

**過去5年分の火災発生状況及び救急出動件数
のデータを挿入予定**

■基本方針

町民の生命財産の安全を確保するため、町民の防火意識を高めるとともに、消防本部及び消防団の消防体制の強化、消防活動、救助活動、救急活動の充実を図ります。

■主要施策

○火災予防体制の強化

- ・住宅用防災機器等の普及促進について、各種広報媒体により積極的に周知し、住宅防火対策を推進していきます。
- ・防火対象物及び危険物施設等の消防法令違反について、立入検査等により是正を推進し災害発生の未然防止を図ります。

○消防組織の強化・充実

- ・消防組織の改革、消防団員の確保などによる消防組織の強化・充実を図ります。

○消防施設の整備・充実

- ・消防救急無線のデジタル化への対応及び広域化・共同化の推進、消防水利の整備に努めます。

○救急救助体制の強化・充実

- ・救急救命士の養成、再教育、医療機関との連携体制の強化、住民への応急手当の普及、専任の救助隊員の養成・配置を進めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
消防団員の確保	184 名 (充足率 92.9%)	198 名 (充足率 100.0%)	➡

(2) 防災体制の確立

■現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、これまで以上に安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。そのため、町では災害発生時の対応について再確認するとともに、今後の東海地震などの災害を想定した対応や津波等による二次災害を減らすための減災対策に取り組んでいく必要があります。また、国・県の動向をふまえながら必要に応じて、柔軟に対応を検討していくことが必要です。
- 災害時の情報伝達の手段として、町では防災行政無線を設置しています。また、難聴地域の対応は、災害放送協定にもとづき FM 放送局を利用した緊急割り込み放送を確保するとともに、FM 放送スタジオが被害を受けた場合のために、消防本部庁舎内に予備放送設備を設置しています。さらに、補完事業として実施している消防テレホンサービス及び町ホームページでの周知並びに防災情報メールサービス等での確認方法を町民に啓発していくとともに、災害時における迅速な情報伝達を継続することが必要です。
- 避難場所については、現在避難施設 27 箇所、避難地 15 箇所を指定しています。また、一時避難場所と長期滞在避難場所を区別し利用形態を明確にするるとともに、長期避難場所には防災倉庫を設置し、一時避難場所には防災資機材の分散備蓄を進めています。
- 自主防災組織は、町内単位ではすべての町内（自治）で結成されていますが、今後は、自然災害のみならず、国民保護法の制定を背景にテロ対策等においても、自主防災組織の重要性が高まってきているため、さらに、自主防災組織との連携を向上させ、災害時等の防災活動を促進する必要があります。
- ライフラインの確保については、各小中学校のプールと葉山小学校校庭の非常用飲料水貯水槽、県管理の配水池、海水を浄化して飲料水にする災害用造水機などにより、水の確保を図っています。電力、ガス、電話などの復旧対策については、それぞれの機関で取り組みを進めています。
- 「神奈川県防災行政通信網」整備が実施され、災害発生時に県機関、市町村及び防災機関と災害情報の収集・伝達を迅速かつ確実にできる通信手段が確保されています。
- 地震災害に備え、未然に被害を最小限に食い止めるため、木造住宅に対する耐震診断の助成を行っています。
- 葉山女性防火防災クラブは、女性を対象にしたボランティア団体として結成されています

が、災害時において町内会または自主防災組織の一員として活動が期待されています。さらに、関係団体との連携を密にし、災害時等の防災活動を促進する必要があります。

■基本方針

大規模な災害が発生した場合に備え、迅速で的確な対応ができるよう、避難場所や避難経路の確保、資機材の備蓄とライフラインの確保、情報伝達ルートの実立、自主防災組織や葉山女性防火防災クラブの防災活動の促進及び木造住宅の耐震診断を推進することで、災害に強いまちづくりをめざします。また、毎年実施中の総合防災訓練を含め、職員対象の初動訓練や沿岸地域対象の津波訓練を継続的に実施し、課題を抽出しながら効果的な訓練を実施します。

■主要施策

○自然災害への対応

- ・住民の財産と生活を守るため、保安林、崩壊危険箇所などの山林や農地、河川の災害防止に努めます。また、津波ハザードマップの普及啓発を推進します。
- ・東日本大震災での想定を超えた被害を教訓とし、「葉山町地震等減災委員会」を立ち上げ、全庁全課で減災目標を立てるとともに、災害時の事務分担を把握し、計画や目標を共有します。

○情報伝達ルートの実立

- ・防災行政無線の再整備、FM放送への割り込み放送の拡大、町ホームページなど町内の情報伝達ルートを実立していくとともに、神奈川県防災行政無線通信網の整備を行い広域的な体制を強化していきます。

○避難場所の見直しと防災資機材や食糧の備蓄

- ・避難場所の見直しと追加を逐次進めるとともに、避難経路の安全確保に努めます。また、避難場所には防災倉庫等を設置し、分散備蓄を進めます。
- ・各家庭での食糧や飲料水の備蓄の必要性、井戸水や風呂水の利用方法などについてもPRしていきます。

○崖地対策

- ・急傾斜地など危険な地形があるため、危険な箇所の開発の防止を進めます。
- ・県と連携しながら土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に係る周知や啓発を推進します。

○自主防災組織等の活動の活性化

- ・自主防災組織の防災活動の活性化及び隣接の自主防災組織との連携を強化し、災害時における防災活動を促進します。
- ・葉山女性防火防災クラブ員の防災知識の普及及び防災訓練を実施するとともに、関係団体との連携を密にし、災害時における防災活動を促進します。

○ライフラインの確保

- ・各小中学校のプールで生活用水を確保するとともに、小学校校庭の非常用飲料水貯水槽、県管理の配水池、海水を浄化して飲料水にする災害用造水機などにより、飲料水の確保を図ります。また、各家庭で食糧の備蓄を呼びかけ、促進します。
- ・電力、ガス、電話などの安全確保については、それぞれの機関との連携を強化します。

○災害廃棄物処理体制の整備

- ・大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の処理に関する協定締結などの体制づくりに努めます。

○耐震補強工事の充実

- ・小中学校の校舎・体育館は耐震化率が9割以上となり、今後さらに、耐震診断を元に補強工事を進め、避難所としての役割も充実させていきます。

○災害時要援護者への支援体制

- ・災害時登録者名簿への登録を推進することで、震災時に支援を必要としている方の把握に努めます。
- ・災害発生時における避難誘導を地域と連携して迅速に行えるよう協力体制を強化します。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
津波ハザードマップの見直し	検討中	完成	➡
地域防災計画の見直し	検討中	完成	➡
土砂災害ハザードマップ作成	検討中	完成	➡

(3) 交通安全対策の確立

■現況と課題

- 町では、カーブミラー、立て看板など交通安全施設の設置や修繕を進めています。今後も、道路の状況などに応じた交通安全施設の整備が必要になっています。
- また、生活道路等における人優先の交通安全対策の推進をしていきます。
- 運転者のみならず、子どもや高齢者を中心とした歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育を図る必要があります。
- 地域の特性に応じた交通規制や交通利便性の向上を図ることが求められています。

**過去5年分の交通事故発生に関する
データを挿入予定**

■基本方針

交通事故をなくすために、交通安全運動を推進し、交通安全教育を強化するとともに、交通安全施設の設置など道路交通環境の整備を進めます。

■主要施策

○道路交通環境の整備

- ・カーブミラーの設置など交通安全施設の整備を進めます。
- ・円滑な交通ができるように、違法駐車や放置自転車を防ぐとともに、駐車場や駐輪場の整備を進めます。
- ・交通渋滞の解消のため、公共交通機関の利用について啓発に努めます。

○交通安全教育の充実

- ・関係機関と協力して、幼児や小学生、高齢者などに対する交通安全教育を進めるとともに、街頭交通指導などにより、交通安全意識の高揚に努めます。

○交通事故等の相談の充実

- ・「法律相談」をはじめとする各種相談事業を活用しながら、関係機関と連携を図り交通事故等の相談の充実に努めます。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
交通事故発生件数	140 件 (平成 22 年)	0 件	▼

(4) 防犯体制の確立

■現況と課題

○近年、地域社会では地域の連帯感が希薄化することで、防犯意識が低下し、犯罪を防止する力が弱まることが懸念されています。そのため、地域コミュニティづくりや地域自主防犯組織の活動支援の充実が必要となります。また、「神奈川県犯罪のない安全・安心街づくり推進条例」の趣旨に沿って犯罪の起こりにくい環境の整備を進める必要があります。

**過去5年分の町内における刑法犯罪発生件数
の統計データを挿入予定**

■基本方針

地域社会のつながりを強め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

■主要施策

○防犯環境の整備・充実

- ・街路灯・防犯灯の適切な維持管理を行うことで、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ・地域のコミュニティづくりを進め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

○防犯体制の充実

- ・各種講習会などを通して防犯意識の啓発に努めます。
- ・地域で安心して暮らせるよう関係機関・団体との連携を強化するなど、防犯活動を推進します。

●成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)	方向性
刑法犯認知件数	130 件 (平成 22 年)	0 件	▼

(5) 消費生活の安全の確立

■現況と課題

- 消費者の価値観の多様化とともに情報通信技術の進歩などにより、商品の販売方法や代金の支払い形態も多様になるにつれて、悪質商法、有害商品や欠陥商品の被害や商品取引をめぐる契約トラブルなどの問題が発生しています。
- 「賢い消費者」となるように、消費者トラブルの未然防止のための情報の提供や被害解決に向けた相談体制の充実が必要になっています。

■基本方針

有害商品や悪質商法の被害にあわないように、消費者に対する適切な情報提供を進めます。

■主要施策

○悪質商法による被害の防止

- ・消費生活センターや警察など関連機関とも協力しながら、悪質商法の被害にあわないように、早期に適切な情報提供を進めます。

○消費生活相談の充実

- ・関係機関と協力して消費生活相談の充実を図ります。